

# デイサービスにしわが運営規程 (通所型サービス)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する“デイサービスにしわが”の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、準看護師などの「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要支援状態などの心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練などの介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスにしわが
- (2) 所在地 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-73-82

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（悠々館管理者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) 通所介護従事者 生活相談員兼介護職員 2名以上（常勤職員 2名以上）

介護職員 4名以上（常勤職員 4名以上）

看護職員 2名以上（常勤職員 1名以上）

通所介護従業者は、通所型サービスの業務にあたる。

生活相談員は、事業所に対する通所型サービスの利用の申込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所型サービス計画の作成などを行う。

- (3) 機能訓練指導員 3名以上（常勤職員 2名、非常勤職員 1名以上）

看護職員 2名以上（常勤職員 1名以上、看護職と兼務）

マッサージ師 1名（非常勤職員 1名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 天災その他のやむを得ず業務を遂行できない日及び12月31日から翌年の1月1日を除き毎日。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

2 営業時間の前後に連続して 12 時間を限度に、3 時間の延長サービスの実施ができるものとする。

(通所型サービスの利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、通所介護事業も含めて、1 日 30 人とする。

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴サービス
- 三 送迎サービス
- 四 アクティビティの実施
- 五 生活機能向上グループ活動

(通所型サービスの利用料等及び支払いの方法)

第8条 事業の実施地域を超えて行う通所型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

- 2 通常の営業日及び営業時間を超えて通所型サービスを提供する場合、別表に掲げる利用料を徴収する。
- 3 通所型サービスにかかる食材料費については、一律 600 円を徴収する。
- 4 通所型サービスにかかるオムツ代については、その実費を徴収する。
- 5 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 6 通所型サービスの利用者などは、本会の定める期日までに、利用料などを現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、西和賀町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は通所型サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従事者は、通所型サービスを実施中に、利用者の病状などに急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防などについての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また必要な事項について年 2 回利用者に対し文書で連絡を行う。

(通所型サービスの利用契約)

第13条 本会は、通所型サービスの提供の開始にあたり、利用者及び家族などに対して通所型サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、通所型サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護従業者に対し伝染病などに関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した通所型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的(年1回以上)な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 20 条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年 1 回以上)に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年 1 回以上)に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2 通所介護従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、適切な通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 7 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 12 月 12 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。